

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

目次

○ 公証手数料令（平成五年政令第二百二十四号）（第一条関係）	1
○ 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（第二条関係）	18
○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（第三条関係）	20
○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成十八年政令第二百七十八号）（第三条関係）	21
○ 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第四条関係）	22
○ 企業担保登記登録令（昭和三十二年政令第百八十七号）（第四条関係）	24
○ 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第四条関係）	26
○ 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第四条関係）	30
○ 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第四条関係）	34

○ 公証人手数料令 (平成五年政令第二百二十四号) (第一条関係)

改 正 案	現 行
目 次 第一章 (略) 第二章 <u>公正証書</u>の作成の手数料 第一節 法律行為に係る<u>公正証書</u> (第九条―第二十五条) 第二節 法律行為でない事実に係る<u>公正証書</u> (第二十六条―第三十一条) 第三節 (略) 第三章く第五章 (略) 附 則 (支払の請求) 第四条 (略) 2 公証人は、手数料等の支払の請求をするときは、嘱託人に対し、請求に係る手数料等の計算書を<u>交付し、又は提供するものとする。</u> (不払の場合の嘱託の拒絶) 第八条 嘱託された事項についての手数料等の全部又は一部の支払が	目 次 第一章 (同上) 第二章 <u>証書</u>の作成の手数料 第一節 法律行為に係る<u>証書</u> (第九条―第二十五条) 第二節 法律行為でない事実に係る<u>証書</u> (第二十六条―第三十一条) 第三節 (同上) 第三章く第五章 (同上) 附 則 (支払の請求) 第四条 (同上) 2 公証人は、手数料等の支払の請求をするときは、嘱託人に対し、請求に係る手数料等の計算書を<u>交付するものとする。</u> (不払の場合の嘱託の拒絶) 第八条 嘱託された事項についての手数料等の全部又は一部の支払が

ないときは、公証人は、当該嘱託された事項に関して、次の嘱託を拒むことができる。

- 一 公証人法第四十三条第一項第一号（同法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第二号（同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第一項第一号若しくは第二号の書面の交付又は同法第四十三条第一項第三号（同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第一項第三号の電磁的記録の提供

二・三 （略）

- 四 公証人法第六十条第二項（民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項において準用する場合を含む。）の電磁的記録の保存

- 五 公証人法第六十条第三項第一号（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の証明

- 六 公証人法第六十条第三項第二号（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の情報の提供

第二章 公正証書の作成の手数料

第一節 法律行為に係る公正証書

ないときは、公証人は、当該嘱託された事項に関して、次の嘱託を拒むことができる。

- 一 証書の正本若しくは謄本、証書の附属書類の謄本又は定款若しくはその附属書類の謄本の交付

二・三 （同上）

- 四 公証人法第六十二条ノ七第二項（民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録の保存

- 五 公証人法第六十二条ノ七第三項第一号（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明

- 六 公証人法第六十二条ノ七第三項第二号（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供

第二章 証書の作成の手数料

第一節 法律行為に係る証書

(法律行為に係る公正証書の作成の手数料の原則)

第九条 法律行為に係る公正証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、別表の中欄に掲げる法律行為の目的の価額の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

(法律行為の目的の価額の算定期期)

第十条 法律行為の目的の価額は、公証人が公正証書の作成に着手した時の価額による。

(定期給付に関する給付の価額)

第十三条 法律行為が定期の給付を目的とするときは、その給付の価額は、全期間の給付の価額の総額とする。ただし、動産の賃貸借及び雇用並びに子の監護に要する費用の分担についての定めについては五年間、その他の法律行為については十年間の給付の価額の総額を超えることができない。

2・3 (略)

(承認等に関する公正証書)

第十七条 承認、許可若しくは同意又は当事者の双方が履行していない契約の解除に係る公正証書の作成についての手数料の額は、一万

(法律行為に係る証書の作成の手数料の原則)

第九条 法律行為に係る証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、別表の中欄に掲げる法律行為の目的の価額の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

(法律行為の目的の価額の算定期期)

第十条 法律行為の目的の価額は、公証人が証書の作成に着手した時の価額による。

(定期給付に関する給付の価額)

第十三条 法律行為が定期の給付を目的とするときは、その給付の価額は、全期間の給付の価額の総額とする。ただし、動産の賃貸借及び雇用については五年間、その他の法律行為については十年間の給付の価額の総額を超えることができない。

2・3 (同上)

(承認等に関する証書)

第十七条 承認、許可若しくは同意又は当事者の双方が履行していない契約の解除に係る証書の作成についての手数料の額は、一万千円

三千円とする。ただし、当該公正証書に係る法律行為についての別表の中欄に掲げる法律行為の目的価額の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の五に相当する額が一万三千円を下回るときは、当該下回る額による。

(委任状)

第十八条 委任状の作成についての手数料の額は、八千円とする。

(死後事務委任に関する公正証書)

第十八条の二 委任（委任者の死後に委任事務が処理されるものに限る。）の公正証書の作成についての手数料の額は、第九条の規定による額の十分の五の額とする。

(遺言に関する公正証書)

第十九条 遺言の公正証書の作成（遺言の補充又は更正に係るものを除く。）についての手数料の額は、第九条の規定による額に一万三千円を加算する。ただし、遺言の目的価額が一億円を超えるときは、この限りでない。

2 遺言の全部又は一部の取消しの公正証書の作成についての手数料の額は、一万三千円とする。この場合においては、第十七条ただし書の規定を準用する。

とする。ただし、当該証書に係る法律行為についての別表の中欄に掲げる法律行為の目的価額の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の五に相当する額が一万千円を下回るときは、当該下回る額による。

(委任状)

第十八条 委任状の作成についての手数料の額は、七千円とする。

(新設)

(遺言に関する証書)

第十九条 遺言の証書の作成（遺言の補充又は更正に係るものを除く。）についての手数料の額は、第九条の規定による額に一万千円を加算する。ただし、遺言の目的価額が一億円を超えるときは、この限りでない。

2 遺言の全部又は一部の取消しの証書の作成についての手数料の額は、一万千円とする。この場合においては、第十七条ただし書の規定を準用する。

(株主総会等の決議に関する公正証書)

第二十条 株主総会その他の集会の決議に係る公正証書の作成についての手数料の額は、第二十六条の規定の例により算定する。

(企業担保権に関する公正証書)

第二十一条 企業担保権の設定を目的とする契約の公正証書の作成についての手数料の額は、十二万七千円とする。

2 企業担保権の変更を目的とする契約の公正証書の作成についての手数料の額は、五万二千円とする。

(規約の設定等に関する公正証書)

第二十二条 建物の区分所有等に関する法律（昭和二十七年法律第六十九号）第三十二条の規定による規約の設定に係る公正証書の作成についての手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 専有部分の個数が十個以下の場合 二万六千円
- 二 専有部分の個数が十個を超え五十個以下の場合 二万六千円に超過個数十個までごとに一万三千円を加算した額
- 三 専有部分の個数が五十個を超え百個以下の場合 七万八千円に超過個数十個までごとに一万円を加算した額

(株主総会等の決議に関する証書)

第二十条 株主総会その他の集会の決議に係る証書の作成についての手数料の額は、第二十六条の規定の例により算定する。

(企業担保権に関する証書)

第二十一条 企業担保権の設定を目的とする契約の証書の作成についての手数料の額は、十一万円とする。

2 企業担保権の変更を目的とする契約の証書の作成についての手数料の額は、四万五千円とする。

(規約の設定等に関する証書)

第二十二条 建物の区分所有等に関する法律（昭和二十七年法律第六十九号）第三十二条の規定による規約の設定に係る証書の作成についての手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 専有部分の個数が十個以下の場合 二万三千円
- 二 専有部分の個数が十個を超え五十個以下の場合 二万三千円に超過個数十個までごとに一万円を加算した額
- 三 専有部分の個数が五十個を超え百個以下の場合 六万七千円に超過個数十個までごとに九千円を加算した額

- 四 専有部分の個数が百個を超える場合 十二万八千円に超過個数二十個までごとに七千円を加算した額
- 2 建物の区分所有等に関する法律第六十七条第二項の規定による規約の設定に係る公正証書の作成についての手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 建物の棟数が五棟以下の場合 二万六千円
- 二 建物の棟数が五棟を超える場合 二万六千円に超過棟数五棟までごとに一万三千円を加算した額
- 3 前二項に規定するもののほか、建物の区分所有等に関する法律の規定による規約の設定に係る公正証書の作成についての手数料の額は、第一項の規定の例による額とする。
- 4 (略)
- 5 第一項から第三項までに規定する規約の変更に係る公正証書の作成についての手数料の額は、当該規約の設定に係る公正証書の作成についての手数料の額と同一とする。ただし、当該規約の設定に係る公正証書が当該公証人役場において作成されているときは、その額の十分の五の額 (二万六千円に満たないときは、二万六千円) とする。
- 6 第一項から第三項までに規定する規約の廃止に係る公正証書の作成についての手数料の額は、一万三千円とする。

- 四 専有部分の個数が百個を超える場合 十一万二千円に超過個数二十個までごとに六千円を加算した額
- 2 建物の区分所有等に関する法律第六十七条第二項の規定による規約の設定に係る証書の作成についての手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 建物の棟数が五棟以下の場合 二万三千円
- 二 建物の棟数が五棟を超える場合 二万三千円に超過棟数五棟までごとに一万円を加算した額
- 3 前二項に規定するもののほか、建物の区分所有等に関する法律の規定による規約の設定に係る証書の作成についての手数料の額は、第一項の規定の例による額とする。
- 4 (同上)
- 5 第一項から第三項までに規定する規約の変更に係る証書の作成についての手数料の額は、当該規約の設定に係る証書の作成についての手数料の額と同一とする。ただし、当該規約の設定に係る証書が当該公証人役場において作成されているときは、その額の十分の五の額 (二万三千円に満たないときは、二万三千円) とする。
- 6 第一項から第三項までに規定する規約の廃止に係る証書の作成についての手数料の額は、一万円とする。

(信託に関する公正証書)

第二十二條の二 信託の公正証書の作成(第十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く。)についての手数料の額は、第九條の規定による額に一万三千円を加算する。ただし、信託財産の価額が一億円を超えるときは、この限りでない。

(従たる法律行為の特例)

第二十三條 従たる法律行為について主たる法律行為とともに公正証書が作成されるときは、その手数料の額は、主たる法律行為により算定する。

2 担保の設定を目的とする法律行為について担保される債権に係る法律行為とともに公正証書が作成される場合における前項の規定の適用については、担保される債権の額と担保の目的の価額又は担保される債権の額のうちいずれか少ない額の十分の五の額とを合算した額をもって主たる法律行為の目的の価額とする。

3 企業担保権の設定を目的とする契約について担保される債権に係る法律行為とともに公正証書が作成されるときは、その手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、その担保される債権に係る法律行為のみに係る公正証書の作成についての第九條の規定による額に六万三千円を加算した額とする。ただし、第二十一條第一項の規定による額を下回らないものとする。

(新設)

(従たる法律行為の特例)

第二十三條 従たる法律行為について主たる法律行為とともに証書が作成されるときは、その手数料の額は、主たる法律行為により算定する。

2 担保の設定を目的とする法律行為について担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成される場合における前項の規定の適用については、担保される債権の額と担保の目的の価額又は担保される債権の額のうちいずれか少ない額の十分の五の額とを合算した額をもって主たる法律行為の目的の価額とする。

3 企業担保権の設定を目的とする契約について担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成されるときは、その手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、その担保される債権に係る法律行為のみに係る証書の作成についての第九條の規定による額に五万五千元を加算した額とする。ただし、第二十一條第一項の規定による額を下回らないものとする。

(法律行為の補充又は更正の特例)

第二十四条 法律行為（次項に規定するものを除く。）の補充又は更正に係る公正証書の作成についての手数料の額は、当該法律行為に係る公正証書が当該公証人役場において作成されているときは、当該法律行為の補充又は更正の目的の価額を法律行為の目的の価額とした場合の第九条の規定の例による額の十分の五の額とする。

2 第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十一条及び第二十二条に規定する法律行為の補充又は更正に係る公正証書の作成についての手数料の額は、当該法律行為に係る公正証書の作成についての手数料の額の十分の五の額とする。ただし、当該法律行為に係る公正証書が当該公証人役場において作成されているときは、当該法律行為に係る公正証書の作成についての手数料の額の十分の二・五の額とする。

(公正証書の枚数等による加算)

第二十五条 法律行為に係る公正証書の作成についての手数料については、公正証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により四枚（法務省令で定める横書の公正証書にあつては、三枚）を超えるときは、超える一枚ごとに三百円を加算する。

2| 電磁的記録をもって作成する公正証書についての前項の規定の適

(法律行為の補充又は更正の特例)

第二十四条 法律行為（次項に規定するものを除く。）の補充又は更正に係る証書の作成についての手数料の額は、当該法律行為に係る証書が当該公証人役場において作成されているときは、当該法律行為の補充又は更正の目的の価額を法律行為の目的の価額とした場合の第九条の規定の例による額の十分の五の額とする。

2 第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十一条及び第二十二条に規定する法律行為の補充又は更正に係る証書の作成についての手数料の額は、当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の十分の五の額とする。ただし、当該法律行為に係る証書が当該公証人役場において作成されているときは、当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の十分の二・五の額とする。

(証書の枚数による加算)

第二十五条 法律行為に係る証書の作成についての手数料については、証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により四枚（法務省令で定める横書の証書にあつては、三枚）を超えるときは、超える一枚ごとに二百五十円を加算する。

(新設)

用については、同項中「公正証書の枚数」とあるのは「公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数」と、「四枚（法務省令で定める横書の公正証書にあつては、三枚）」とあるのは「三枚」とする。

第二節 法律行為でない事実に係る公正証書

（法律行為でない事実に係る公正証書の作成の手数料の原則）

第二十六条 法律行為でない事実に係る公正証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、事実の実験並びにその録取及びその実験の方法の記載に要した時間（以下「事実実験等に要した時間」という。）の一時間までごとに一万三千円とする。

（受取書又は拒絶証書）

第二十七条 受取書又は拒絶証書の作成についての手数料の額は、八千円とする。

（秘密証書遺言）

第二十八条 秘密証書による遺言の方式に関する記載についての手数料の額は、一万三千円とする。

第二節 法律行為でない事実に係る証書

（法律行為でない事実に係る証書の作成の手数料の原則）

第二十六条 法律行為でない事実に係る証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、事実の実験並びにその録取及びその実験の方法の記載に要した時間（以下「事実実験等に要した時間」という。）の一時間までごとに一万円とする。

（受取書又は拒絶証書）

第二十七条 受取書又は拒絶証書の作成についての手数料の額は、七千円とする。

（秘密証書遺言）

第二十八条 秘密証書による遺言の方式に関する記載についての手数料の額は、一万円とする。

(関連する法律行為でない事実に関する公正証書)

第二十九条 関連する二以上の法律行為でない事実について併せて公正証書が作成されるときは、その手数料の額は、当該法律行為でない事実に係る事実実験等に要した時間を通算した時間の一時間までごとに一万三千円とする。ただし、その算定された額が当該法律行為でない事実についての第二十六条又は第二十七条の規定による額を合算した額を上回るときは、その合算した額による。

(法律行為とこれに関連する法律行為でない事実に関する公正証書)

第三十一条 法律行為とこれに関連する法律行為でない事実について併せて公正証書が作成されるときは、その手数料の額は、当該法律行為に係る公正証書の作成に要した時間及び当該法律行為でない事実に係る事実実験等に要した時間を通算した時間に従い、第二十六条の規定の例により算定する。ただし、その算定された額（当該法律行為でない事実について前条の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定による加算額を含む。）が当該法律行為のみに係る公正証書の作成についての手数料の額を下回るときは、当該法律行為のみに係る公正証書の作成についての手数料の額による。

(関連する法律行為でない事実に関する証書)

第二十九条 関連する二以上の法律行為でない事実について併せて証書が作成されるときは、その手数料の額は、当該法律行為でない事実に係る事実実験等に要した時間を通算した時間の一時間までごとに一万千円とする。ただし、その算定された額が当該法律行為でない事実についての第二十六条又は第二十七条の規定による額を合算した額を上回るときは、その合算した額による。

(法律行為とこれに関連する法律行為でない事実に関する証書)

第三十一条 法律行為とこれに関連する法律行為でない事実について併せて証書が作成されるときは、その手数料の額は、当該法律行為に係る証書の作成に要した時間及び当該法律行為でない事実に係る事実実験等に要した時間を通算した時間に従い、第二十六条の規定の例により算定する。ただし、その算定された額（当該法律行為でない事実について前条の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定による加算額を含む。）が当該法律行為のみに係る証書の作成についての手数料の額を下回るときは、当該法律行為のみに係る証書の作成についての手数料の額による。

(公正証書の作成が病床でされたことによる加算)

第三十二条 公正証書の作成が嘱託人の病床においてされたときは、前二節の規定による手数料の額（第十九条第一項、第二十二條の二、第二十五條第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第三十条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による加算前の額）にその額の十分の五の額を加算する。

(執務の中止等による手数料)

第三十三条 公証人が公正証書の作成に係る事務の取扱いに着手した後、嘱託人の請求によりこれをやめたとき、又は嘱託人その他の列席者の責めに帰すべき事由によりこれを完了することができないときは、公証人は、当該事務の取扱いに要した時間に従い、第二十六条の規定の例により算定した額（法律行為でない事実について第三十条の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定による加算額を含む。）の手数料を受けることができる。ただし、当該公正証書の作成が完了した場合についての手数料の額を超えて受けることができない。

(私署証書等の認証)

第三十四条 私署証書の認証についての手数料の額は、一万千円とす

(証書の作成が病床でされたことによる加算)

第三十二条 証書の作成が嘱託人の病床においてされたときは、前二節の規定による手数料の額（第十九条第一項、第二十五條又は第三十条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による加算前の額）にその額の十分の五の額を加算する。

(執務の中止等による手数料)

第三十三条 公証人が証書の作成に係る事務の取扱いに着手した後、嘱託人の請求によりこれをやめたとき、又は嘱託人その他の列席者の責めに帰すべき事由によりこれを完了することができないときは、公証人は、当該事務の取扱いに要した時間に従い、第二十六条の規定の例により算定した額（法律行為でない事実について第三十条の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定による加算額を含む。）の手数料を受けることができる。ただし、当該証書の作成が完了した場合についての手数料の額を超えて受けることができない。

(私署証書等の認証)

第三十四条 私署証書の認証についての手数料の額は、一万千円とす

る。ただし、当該私署証書を公正証書として作成するとしたときの手数料の額の十分の五の額が一万千円を下回るときは、当該下回る額による。

- 2 前項ただし書の規定は、公証人法第五十三条第一項の規定による認証に係る手数料については、適用しない。

3 5 (略)

(電磁的記録の認証)

第三十五条の二 電磁的記録の認証についての手数料の額は、一万千円とする。ただし、当該電磁的記録の内容を公正証書として作成するとしたときの手数料の額の十分の五の額が一万千円を下回るときは、当該下回る額による。

- 2 前項ただし書の規定は、公証人法第五十九条第三項の規定による認証に係る手数料については、適用しない。

3 (略)

(執行文の付与)

第三十八条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義の正本又は公証人法第四十四条第一項第二号の書面に執行文を付与することについての手数料の額は、二千円とする。ただし、民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二

る。ただし、当該私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額の十分の五の額が一万千円を下回るときは、当該下回る額による。

- 2 前項ただし書の規定は、公証人法第五十八条ノ二第一項の認証に係る手数料については、適用しない。

3 5 (同上)

(電磁的記録の認証)

第三十五条の二 電磁的記録の認証についての手数料の額は、一万千円とする。ただし、当該電磁的記録の内容を証書として作成するとしたときの手数料の額の十分の五の額が一万千円を下回るときは、当該下回る額による。

- 2 前項ただし書の規定は、公証人法第六十二条ノ六第二項の認証に係る手数料については、適用しない。

3 (同上)

(執行文の付与)

第三十八条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義（次条において単に「債務名義」という。）の正本に執行文を付与することについての手数料の額は、千七百円とする。ただし、同法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八

十八条第一項の規定により執行文を付与するときは、その手数料の額に二千円を加算する。	条第一項の規定により執行文を付与するときは、その手数料の額に千七百円を加算する。
(送達)	(送達)
第三十九条 民事執行法第二十九条前段の債務名義（同法第二十二条第五号に掲げるものに限る。）の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第二十九条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本の送達についての手数料の額は、千六百円とする。	第三十九条 債務名義の正本若しくは謄本又は民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達についての手数料の額は、千四百円とする。
2 (略)	2 (同上)
3 第一項の送達に関する証明についての手数料の額は、三百円とする。	3 第一項の送達に関する証明についての手数料の額は、二百五十円とする。
(登記の嘱託)	(登記の嘱託)
第三十九条の二 登記の嘱託についての手数料の額は、千六百円とする。	第三十九条の二 登記の嘱託についての手数料の額は、千四百円とする。
(正本等の交付)	(正本等の交付)
第四十条 公証人法第四十三条第一項第一号若しくは第二号又は第四十四条第一項第一号若しくは第二号の書面の交付についての手数料の額は、一枚について三百円とする。	第四十条 証書の正本若しくは謄本、証書の附属書類の謄本又は定款若しくはその附属書類の謄本の交付についての手数料の額は、一枚について二百五十円とする。

2 公証人法第五十二条第五項、第五十三條第六項、第五十八條第四項及び第六十二條において準用する同法第四十三條第一項第一号又は同法第五十二条第五項、第五十八條第四項及び第六十二條において準用する同法第四十三條第一項第二号の畫面の交付についての手数料の額は、一枚について二百五十円とする。	(新設)
(電磁的記録の提供)	
第四十条の二 公証人法第四十三條第一項第三号又は第四十四條第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千五百円とする。	(新設)
2 公証人法第五十二条第五項、第五十八條第四項及び第六十二條において準用する同法第四十三條第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千円とする。	
(閲覧)	(閲覧)
第四十一条 公証人法第四十二条第一項に規定する公正証書又はその附属書類の閲覧についての手数料の額は、一回について二百五十円とする。	第四十一条 証書の原本及びその附属書類又は定款及びその附属書類の閲覧についての手数料の額は、一回について二百円とする。
2 次に掲げる書類の閲覧についての手数料の額は、一回について二百円とする。 1 公証人法第五十二条第五項において準用する同法第四十二条第	(新設)

~~一 項に規定する同法第五十二条第一項又は第三項の規定による認
証に係る附属書類~~

~~二 公証人法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署
証書~~

~~三 公証人法第五十八条第四項において準用する同法第四十二条第
一 項に規定する同法第五十八条第三項の規定により公証人の保存
する定款又はその附属書類~~

~~四 公証人法第六十二条において準用する同法第四十二条第一項に
規定する同法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類~~

(電磁的記録の保存)

~~第四十一条の二 公証人法第六十条第二項（民法施行法第七条第一項
において準用する場合を含む。）の電磁的記録の保存についての手
数料の額は、三百円とする。~~

(電磁的記録に記録された情報と同一であることに関する証明)

~~第四十一条の三 公証人法第六十条第三項第一号（民法施行法第七条
第一項において準用する場合を含む。）の証明についての手数料の
額は、七百円とする。~~

(電磁的記録に記録された情報と同一の情報の提供)

(電磁的記録の保存)

~~第四十一条の二 公証人法第六十二条ノ七第二項（民法施行法第七条
第一項において準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録の
保存についての手数料の額は、三百円とする。~~

(電磁的記録に記録された情報と同一であることに関する証明)

~~第四十一条の三 公証人法第六十二条ノ七第三項第一号（民法施行法
第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明に
ついても手数料の額は、七百円とする。~~

(電磁的記録に記録された情報と同一の情報の提供)

第四十一条の四 公証人法~~第六十条第三項第二号~~（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の情報の提供についての手数料の額は、七百円とする。ただし、電磁的記録の内容を証する書面の交付をもって情報の提供をするときは、用紙一枚ごとに二十円を加算する。

別表（第九条、第十七条、第十九条関係）

番号	法律行為の目的の価額	金額
一	五十万円以下のもの	三千円
二	五十万円を超え百万円以下のもの	五千円
三	百万円を超え二百万円以下のもの	七千円
四	二百万円を超え五百万円以下のもの	一万三千円
五	五百万円を超え千万円以下のもの	二万円
六	千万円を超え三千万円以下のもの	二万六千円
七	三千万円を超え五千万円以下のもの	三万三千円
八	五千万円を超え一億円以下のもの	四万九千円

第四十一条の四 公証人法~~第六十二条ノ七第三項第二号~~（民法施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の~~規定による~~情報の提供についての手数料の額は、七百円とする。ただし、電磁的記録の内容を証する書面の交付をもって情報の提供をするときは、用紙一枚ごとに二十円を加算する。

別表（第九条、第十七条、第十九条関係）

番号	法律行為の目的の価額	金額
（新設）		
一	百万円以下のもの	五千円
二	百万円を超え二百万円以下のもの	七千円
三	二百万円を超え五百万円以下のもの	一万千円
四	五百万円を超え千万円以下のもの	一万七千円
五	千万円を超え三千万円以下のもの	二万三千円
六	三千万円を超え五千万円以下のもの	二万九千円
七	五千万円を超え一億円以下のもの	四万三千円

十一	十億円を超えるもの	二十九万千円に超過額五千万円までごとに九千円を加算した額
十	三億円を超え十億円以下のもの	十万九千円に超過額五千万円までごとに一万三千円を加算した額
九	一億円を超え三億円以下のもの	四万九千円に超過額五千万円までごとに一万五千円を加算した額

十	十億円を超えるもの	二十四万九千円に超過額五千万円までごとに八千円を加算した額
九	三億円を超え十億円以下のもの	九万五千円に超過額五千万円までごとに一万円を加算した額
八	一億円を超え三億円以下のもの	四万三千円に超過額五千万円までごとに一万三千円を加算した額

○ 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十一条 商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である労働組合の登記に準用する。 （和解調書の正本等の送達等） 第二十九条 （略） 2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十八条第二項、第九十九条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百九条の規定は、前項の和解調書の正本の送達及び法第二十七条の十四第六項後段の送達に準用する。この場合において、民事訴訟法第九十八条第二項及	第十一条 商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十四号まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である労働組合の登記に準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。 （和解調書の正本等の送達等） 第二十九条 （同上） 2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十八条第二項、第九十九条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百九条の規定は、和解調書の正本等（前項の和解調書の正本並びに法第二十七条の十四第六項後段の執行文及び文書の謄本をいう。以下同じ。）の送達に

び第百条中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、「最高裁判所規則で」とあるのは「厚生労働大臣が」と読み替えるものとする。 第三十条 （略） 2 公示送達は、<u>送達すべき書類</u>を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を労働委員会の掲示場に掲示するとともに官報又は都道府県の公報に掲載して行うものとする。 3 （略）	準用する。この場合において、民事訴訟法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、「最高裁判所規則で」とあるのは「厚生労働大臣が」と読み替えるものとする。 第三十条 （同上） 2 公示送達は、<u>和解調書の正本等</u>を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を労働委員会の掲示場に掲示するとともに官報又は都道府県の公報に掲載して行うものとする。 3 （同上）
---	--

○ 港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）（第三条関係）

改正案	現行
（港灣管理者の貸付けの条件の基準） 第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一〜四 （略） 五 貸付けを受ける者は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載又は記録のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。 六〜十一 （略）	（港灣管理者の貸付けの条件の基準） 第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一〜四 （同上） 五 貸付けを受ける者は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。 六〜十一 （同上）

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成十八年政令第二百七十八号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
（港灣管理者の貸付けの条件の基準） 第三条 法第六条第一項の政府の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一 六 （略） 七 貸付けを受ける指定会社は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載又は記録のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。 八 十 （略）	（港灣管理者の貸付けの条件の基準） 第三条 法第六条第一項の政府の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一 六 （同上） 七 貸付けを受ける指定会社は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。 八 十 （同上）

○ 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第四条関係）

改 正 案				現 行			
別表（第七条、第八条関係）				別表（第七条、第八条関係）			
項	登記	申請情報	添付情報	項	登記	申請情報	添付情報
（略）				（同上）			
十八	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本） 当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的	十八	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報

						記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ（略）	
(略)							
十九の三	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報				
(略)							

						ロ・ハ（同上）	
(同上)							
十九の三	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報				
(同上)							

○ 企業担保登記登録令（昭和三十二年政令第百八十七号）（第四条関係）

改 正 案				現 行			
別表（第七条、第八条関係）				別表（第七条、第八条関係）			
項	登記	申請情報	添付情報	項	登記	申請情報	添付情報
（略）				（同上）			
一	企業担保 権の設定 の登記	第六条第一 号又は第二 号イからハ までに掲げ る登記事項	法第三条の公正証書 の謄本、当該公正証 書に記録されている 事項の全部を出力し た書面又は当該事項 の全部を記録した電 磁的記録及びその他 の登記原因を証する 情報	一	企業担保 権の設定 の登記	第六条第一 号又は第二 号イからハ までに掲げ る登記事項	法第三条の公正証書 の謄本及びその他の 登記原因を証する情 報
（略）				（同上）			
五	社債の総 額を数回 に分けて 発行する 場合にお けるその 回の社債	その回の社 債の発行金 額及び利率	法第三条の公正証書 の謄本、当該公正証 書に記録されている 事項の全部を出力し た書面又は当該事項 の全部を記録した電 磁的記録及びその他	五	社債の総 額を数回 に分けて 発行する 場合にお けるその 回の社債	その回の社 債の発行金 額及び利率	法第三条の公正証書 の謄本及びその他の 登記原因を証する情 報

			の登記原因を証する 情報
(略)			

			の登記原因を証する 情報
(同上)			

○ 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第四条関係）

改 正 案				現 行			
別表（第三条、第七条関係）				別表（第三条、第七条関係）			
項	登記	申請情報	添付情報	項	登記	申請情報	添付情報
（略）				（同上）			
三十三	地上権の設 定の登記	法第七十 八条各号 に掲げる 登記事項	イ（略） ロ 借地借家法第二 十三条第一項又は 第二項に規定する 借地権に当たる地 上権の設定にあつ ては、同条第三項 の公正証書の謄本 、当該公正証書に 記録されている事 項の全部を出力し た書面又は当該事 項の全部を記録し た電磁的記録（登 記原因を証する情 報として執行力の ある確定判決の判 決書の正本が提供	三十三	地上権の設 定の登記	法第七十 八条各号 に掲げる 登記事項	イ（同上） ロ 借地借家法第二 十三条第一項又は 第二項に規定する 借地権に当たる地 上権の設定にあつ ては、同条第三項 の公正証書の謄本 （登記原因を証す る情報として執行 力のある確定判決 の判決書の正本が 提供されたときを 除く。）

			されたとときを除く 。) ハ・ニ (略)
		(略)	
二十八	賃借権の設 定の登記	法第八十 一条各号 に掲げる 登記事項	イ (略) ロ 借地借家法第二 十三条第一項又は 第二項に規定する 借地権に当たる賃 借権の設定にあつ ては、同条第三項 の公正証書の謄本 、当該公正証書に 記録されている事 項の全部を出力し た書面又は当該事 項の全部を記録し た電磁的記録（登 記原因を証する情 報として執行力の ある確定判決の判 決書の正本が提供 されたとときを除く 。)

			ハ・ニ (同上)
(同上)			
三十八	賃借権の設 定の登記	法第八十 一条各号 に掲げる 登記事項	イ (同上) ロ 借地借家法第二 十三條第一項又は 第二項に規定する 借地権に当たる賃 借権の設定にあつ ては、同条第三項 の公正証書の謄本 (登記原因を証す る情報として執行 力のある確定判決 の判決書の正本が 提供されたときを 除く。)

六十六の	信託法第三	(略)		ハ・チ (略)
六十五	信託の登記	(略)		イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ (略)

六十六の	信託法第三	(同上)		ハ・チ (同上)
六十五	信託の登記	(同上)		イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ (同上)

三	条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記	(略)	第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
三	条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記	(同上)	第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報

○ 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第四条関係）

改 正 案				現 行			
別表一（第十二条、第十三条関係）				別表一（第十二条、第十三条関係）			
項	登記	申請情報	添付情報	項	登記	申請情報	添付情報
(略)				(同上)			
二十四	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的	二十四	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報

別表二（第二十六条、第二十七条関係）

			記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ（略）
(略)			
二十五の三	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
(略)			

項	登記	申請情報	添付情報
---	----	------	------

別表二（第二十六条、第二十七条関係）

別表二（第二十六条、第二十七条関係）

			ロ・ハ（同上）
(同上)			
二十五の三	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
(同上)			

別表二（第二十六条、第二十七条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
---	----	------	------

(略)			
十六	信託の登記		イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ (略)
(略)			
十七の三	信託法第三条第三号に		信託法第四条第三項第一号に規定する公

(同上)			
十六	信託の登記		イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ (同上)
(同上)			
十七の三	信託法第三条第三号に		信託法第四条第三項第一号に規定する公

	掲げる方法 によつてさ れた信託に よる抵当権 の変更の登 記	正証書等（公正証書 については、その謄 本、当該公正証書に 記録されている事項 の全部を出力した書 面又は当該事項の全 部を記録した電磁的 記録）又は同項第二 号の書面若しくは電 磁的記録及び同号の 通知をしたことを証 する情報
	(略)	
	掲げる方法 によつてさ れた信託に よる抵当権 の変更の登 記	正証書等（公正証書 については、その謄 本）又は同項第二号 の書面若しくは電磁 的記録及び同号の通 知をしたことを証す る情報
	(同上)	

○ 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第四条関係）

改正案				現行			
別表（第九条、第十条関係）				別表（第九条、第十条関係）			
項	登記	申請情報	添付情報	項	登記	申請情報	添付情報
（略）				（同上）			
十七の二	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的	十七の二	信託の登記		イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報

			記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ・ハ (略)
(略)			
十七の五	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による抵当権の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
(略)			

				ロ・ハ（同上）
(同上)				
十七の五	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による抵当権の變更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報	
(同上)				